

長与町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務委託にかかる
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

実施要領は、「長与町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定するにあたり、公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定するために必要な事項を定めることを目的としています。

2. 委託業務名

長与町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務

3. 委託業務の概要

別紙仕様書のとおり

4. 委託期間

契約締結の日～令和6年3月31日

5. 見積限度額

5,001,000円（消費税及び地方消費税含む）

6. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

7. 選定スケジュール

項 目	日 程
プロポーザル実施の公告	令和4年11月21日(月)
プロポーザル参加者の募集	令和4年11月21日(月)から令和4年11月29日(火)17:00まで
参加資格の決定及び通知	令和4年11月30日(水) 発送予定
質問受付期間	令和4年11月21日(月)から令和4年11月25日(金)17:00まで
質問に対する回答	令和4年11月28日(月)
提案書等の提出期間	令和4年12月5日(月)から令和4年12月16日(金)17:00まで
審査(プレゼンテーション)	令和4年12月21日(水) 予定
審査結果の通知	令和4年12月26日(月) 予定

※各期日については目安であり、状況によっては日程を変更する場合があります。

8. 参加資格

- (1) 国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続開始の申立てをしている者(更正手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(令和11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申し立てをしていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等(参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団又は暴力団員の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 業務一括再委託をしない者
- (7) 過去5年以内に市町村の発注する介護保険事業計画等業務の履行実績があること。
- (8) 九州管内(沖縄県除く)に本社、支社、出張所、営業所等のいずれかがあること。
- (9) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001/ISMS)もしくはPマーク(プライバシーマーク)を取得していること。

9. 参加申し込みの手続き

- (1) 提出書類
 - ①公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書(様式1)
 - ②事業所概要(様式2 パンフレット等(最新のもの)の使用も可。)
 - ③業務実績書(様式3)

- ④予定担当者調書（様式４）（３人以上の場合は複数枚提出）
- ⑤支店・営業所の場合、本社の委任状（様式５）
- ⑥情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001/ISMS）もしくはPマーク（プライバシーマーク）の取得が確認できるもの

③業務実績書（様式３）には、第７期・第８期の介護保険事業計画や高齢者福祉計画策定業務を記載してください。元請けとして契約した実績に限ります。

ア 提出部数

①～⑥の提出書類 各１部

イ 提出方法

持参または郵送

ウ 提出期限

令和４年１１月２９日（火）１７：００まで（必着）

エ 提出先

「１９．問い合わせ先」に提出してください。

※公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書の提出後に、何らかの理由があつて提案を辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出して下さい。

１０．質問の受け付け及び回答

本プロポーザルに関する質問の受け付け及び回答は、次のとおりとします。

（１）受付期間

令和４年１１月２１日（月）から令和４年１１月２５日（金）１７：００まで（必着）

（２）提出方法

質問書（様式６）に記入の上、電子メール又はFAXにて提出してください。電話又は口頭による質問には応じません。また、送信後、確認の電話をしてください。

（３）提出先

「１９．問い合わせ先」に提出してください。

（４）回答方法

令和４年１１月２８日（月）１７：００までに電子メールで回答します。また長与町ホームページにも掲載します。

（５）質問内容

質問内容は、参加申し込み及び企画提案書等に関するもののみとします。審査（評価）に関する質問は受け付けません。

１１．企画提案書の提出方法

「９．参加申し込みの手続き」により参加申し込みをした事業者は、次のとお

り企画提案書を提出してください。

(1) 提出書類

「12. 企画提案書について」に記載のとおり。

(2) 提出方法

持参又は書類書留便【12月16日（金）必着】

(3) 提出先

「19. 問い合わせ先」に提出してください。

(4) 受付期間

令和4年12月5日（月）から令和4年12月16日（金）まで

※受け付けは、9：00から17：00まで（土曜・日曜・祝日は除く。）

12. 企画提案書について

企画提案書は次のとおりとします。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式7）

イ 企画提案書

企画提案書の様式は任意。提案内容は別紙業務委託仕様書を踏まえたものとし、次の事項を含むものとしてください。

- ・長与町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定に関する基本的な考え方
- ・貴社の業務実施方針
- ・本業務に必要となる業務項目と内容
- ・本業務のスケジュールと役割分担
- ・本業務の実施体制
- ・計画策定に関する提案及び支援方法

ウ 工程計画表（様式は任意）

エ 参考見積書及び内訳書（様式は任意。金額は消費税及び地方消費税込みとし、見積限度額以下の金額としてください。また、提出の際には封入し割印をしてください。）

(2) 提出部数

正本1部、副本6部

(3) 作成上の留意点

ア 業務委託仕様書を熟読し、業務目的達成のため必要な事項を記載してください。

イ 用紙の規格はA4版、両面印刷で、横書きとします。

ウ 文字サイズは、原則として10ポイント以上とします。

エ 文字を補完するための図、表、写真、イラスト、イメージ図の使用は任意とします。

オ 使用言語は日本語とし、企画提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は同一ページ内に注釈をつけてください。

カ 企画提案書表紙（様式7）について、正本には、会社名称、所在地及び代表者名を記載してください。なお、副本には会社名称、所在地及び代表

- 者名など企業名が特定できる情報は記載しないでください。
- キ 企画提案書各ページには、会社名称、社章、商標等、企業名が特定できる情報は記載しないでください。

1 3. 審査

参加資格を満たすと認めた事業者に対し、長与町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において審査を行います。審査基準に基づき、委員会において、最高得点を得た事業者（最優秀提案事業者）と次点の事業者を契約候補者として選定します。

（1）審査の方法及び留意事項

- ア 提案内容について書類・プレゼンテーションによる審査を行います。
- イ 審査は、審査項目ごとの評価点数の合計点数にて競う「総合評価方式」とします。
- ウ 審査において、各選定委員による評価点数合計の平均が評価配点合計の4割に満たない場合は失格とします。
- エ 最高評価点を得た事業者が複数の場合は、全体の評価の項目で最も低い点数が高い者を候補者とします。
- オ 応募が1事業者であった場合でも、審査を行い、各選定委員による評価点数合計の平均が評価配点合計の6割以上である場合は契約候補者とします。
- カ 審査における評価、採点に関する異議は受け付けません。

（2）評価基準

評価基準は次のとおりとします。

- ① 業務実績に関する事項
- ② 業務遂行に関する事項
- ③ 企画提案書に関する事項
- ④ プレゼンテーションに関する事項
- ⑤ 見積に関する事項

1 4. プレゼンテーション

（1）実施予定日

令和4年12月21日（水）

※実施場所及び実施時間は個別に連絡します。

（2）出席者

出席者は3名以内までとします。

（3）所要時間

各事業者30分以内とします。（準備3分、説明15分、質疑応答10分、片付け2分程度）

（4）内容

説明は、企画提案書に沿った内容としてください。追加資料は認めません。

（5）使用機器

プロジェクター等の機材の使用を認めますが、本町からの貸し出しは行いません。パワーポイント等を使用する場合、スライドを印刷した資料を企画提案書に添付して提出してください。

1 5. 審査結果通知

審査結果は、決定後、速やかに本審査参加者に書面で通知するとともに、長与町ホームページに掲載します。

なお、審査結果通知日から契約締結までに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消す場合があります。

1 6. 契約締結

(1) 契約方法

委員会の審査において、最高評価点（書類審査、プレゼンテーション審査の合計）を得た最優秀提案事業者と本業務の契約交渉を行います。なお、下記のいずれかに該当し、その事業者と契約が締結できない場合、次点の事業者と契約交渉を行います。

ア 「8. 参加資格」の要件に定める要件を満たすことができなくなったとき。

イ 契約交渉が成立しないとき、又は最優秀提案事業者が本契約の締結を辞退したとき。

ウ 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。

エ その他の理由により、契約の締結が不可能となったとき。

(2) 契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、契約を行う事業者とともに内容を確認のうえ、決定します。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付することとします。ただし、長与町財務規則の免除規定に該当するときはこの限りではありません。

1 7. 情報公開に関すること

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、長与町情報公開条例（平成17年条例第6号）に基づき公開します。

1 8. その他

(1) 本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とします。

(2) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き原則認めません。

(3) 提出された企画提案書は、返却しません。

(4) 提出期限後における企画提案書の差し替え及び再提出は受け付けません。

(5) 審査により選定された候補者は、業務委託にかかる「公募型プロポーザル審査結果通知書」受理日から契約予定事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとします。

- (6) 契約に係る仕様書は、本町が示した業務委託仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と町との協議の上、決定します。
- (7) 提出書類の著作権は、提案事業者に帰属します。ただし、本町が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案事業者の承諾を得ずに、提出書類の内容を使用できるものとします。また、提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、長与町情報公開条例（平成 17 年条例第 6 号）に基づき、提出書類を公開することがあります。

19. 問い合わせ先

長与町役場 健康保険部 介護保険課 担当：浦川

所在地：〒851-2185

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地 1

電話：095-883-1111（代表）内線 155

メー ル：kaigo@nagayo.jp

ファックス：095-883-2061